

## 令和5年第4回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和5年3月23日（木） 14：30～16：00
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・西田委員・  
頭島委員・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・  
管理課長・学校教育課長・生涯学習課長・体育振興課長・  
人権教育推進室長
- 4 傍聴者 5人

教育長 : それでは、定刻が参りましたので、ただいまより令和5年第4回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

本日の議事録署名委員は、西田委員にお願いします。

西田委員 : はい。

教育長 : 事務局出席職員の報告をお願いします。

管理課長 : 両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 日程5、経過報告をさせていただきます。まず、教育次長管理担当をお願いします。

教育次長（管理担当） : それでは、2月21日の教育委員会定例会以降の経過につきまして、管理課、生涯学習課、体育振興課分をご報告させていただきます。

（経過報告に基づき以下の事業について概要説明）

2/24 相生市文化芸術顕彰贈呈式

2/27、28、3/9、3/10 令和5年第1回定例市議会本会議

2/28 定例園長会

3/4 市民ポッチャ大会

3/5 相生市制施行80周年記念事業「高島俊男先生顕彰碑建立式」

3/11 中高生卓球教室

3/13 令和5年第3回教育委員会臨時会

3/15 総務文教常任委員会

3/16 予算審査特別委員会

3/19 親善あそぼうる大会

教育長 : 続いて、教育次長指導担当をお願いします。

教育次長（指導担当） : 学校教育課、人権教育推進室分をご報告させていただきます。

（経過報告に基づき以下の事業について概要説明）

3/1 たんぽぽの会おわりの会

3/8 中学校卒業式

3/10 公立高校一般入試

3/13、3/15 臨時校長会

3/17 幼稚園修了式

3/20 学校給食会総会

教育長 : 説明は終わりました。その他追加説明はありますか。

管理課長 : ごさいません。

教育長 : それでは質疑に入ります。経過報告全体に亘って、何か質問等がございましたらどうぞ。

教育長 : 質疑がないようですので経過報告をご了承願います。

教育長 : 日程6、議事に入ります。

議事に先立ち、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。

(2) 議決事項のア 議第5号 第2次相生市立小中学校適正配置計画(案)の策定については、同規則第5条第1項第1号教育行政の基本方針並びに計画に関する事件に該当すると考えられますので非公開としてよろしいか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : 異議なしとして、議第5号及び(3)その他のアからエを非公開とします。

教育長 : それでは、(1)報告事項、ア 報告第8号 令和5年度1件500万円以上の工事計画について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 令和5年度1件500万円以上の工事計画概要について説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものいたします。

教育長 : 続きまして、イ 報告第9号 相生市教育委員会だよりの発行について、事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：教育委員会だより（かがやく相生第26号）の発行について説明

教育長：説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか

委員：2ページの行事予定の中に29日（土）ペーロン祭協賛野球大会がありますが、例年、5月の最終土日に開催されていたと思います。4月開催になった理由をお聞かせください。

学校教育課長：ペーロン祭協賛野球大会は、例年、ペーロン祭前日に開催していましたが、規模を市内大会に切り替えて市民大会と兼ねる形をとるため、開催時期が4月になっております。

委員：例年は市外からも参加がありましたが、市内だけになるということですか。

学校教育課長：近隣市町からも参加がありましたが、コロナ禍もあり参加しにくい状況があることから令和5年度から市内大会となります。

委員：分かりました。

教育長：他にありませんか。よろしいでしょうか。他に質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長：続きまして、ウ 報告第10号 令和4年度相生っ子かがやき顕彰の受賞者の決定について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：令和4年度相生っ子かがやき顕彰の受賞者2件が決定したことについて報告

教育長：説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

委員：受賞された人権標語というのは、どういう標語になりますか。

学校教育課長：申し訳ございません。後日、あらためてご報告させていただきます。

教育長：他にありませんか。他に質疑はないようですので、本件については報告

を了承いただけたものといたします。

教育長 : 続きまして、エ 報告第11号 令和4年度相生市文化芸術顕彰受賞者の決定について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 令和4年度相生市文化芸術顕彰受賞者2件が決定したことについて報告

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長 : それでは、次の議決事項のア 議第5号については、非公開議案の審議となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : 次に、(2) 議決事項に移ります。ア 議第5号 第2次相生市立小中学校適正配置計画(案)の策定について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 質疑はないようですので、議第5号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長 : ここで傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入場)

教育長 : それでは、議事を再開します。続きまして、イ『議第6号 相生市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について』事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 令和5年度より学芸員が新規に採用されることに伴い、歴史民俗資

## 料館での勤務に係る規則の改正について提案

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第6号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長 : 続きまして、ウ『議第7号 相生市通学バスの運行及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について』事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 相生小学校に通学する鰐浜地区と野瀬地区在住の児童が通学利用していた路線バスが減便されることに伴い、那波中学校通学バスを利用するための規則の改正について提案

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第7号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長 : 続きまして、エ『議第8号 相生市教育委員会個人情報保護に関する法律施行条例規則の制定について』事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 各団体で規定されている個人情報の取り扱いについて、デジタルDXに伴い情報連携が必要であることから、国が全国共通のルールを法律で定めたことに伴い、相生市の個人情報に係る条例が新たに制定され、それを受けた教育委員会の規則の改正について提案

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第8号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長 : 続きまして、オ『議第9号 相生市英語検定料補助金交付要綱の制定について』事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 市立小中学校に通う児童生徒が受験した4級以上の英語検定料について、2分の1を補助するための要綱制定について提案

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長： 質疑はないようですので、議第9号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長： 続きまして、カ 議第10号 相生市中学校部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 中学校の運動部活動について、地域移行等の協議を行う協議会を設置するための要綱制定について提案

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長： 質疑はないようですので、議第10号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長： 次に、(3)『その他のア～エ』については、非公開となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長： (3) その他に移ります。『ア 令和5年2月分学校事故発生状況報告、イ 令和5年2月分不登校等の状況報告、ウ 小中学校におけるいじめの現状報告』をまとめて報告願います。

【非公開事件】

教育長： 次に、エ 4月分行事予定報告をお願いします。

【非公開事件】

教育長： 次に、オ その他について事務局何かありますか。

教育次長（管理担当）： 3月11日の市内中学生死亡事案につきまして、第3者委員会を新たに設立することとして、事務を進めていることをご報告させていただきます。正式な事につきましては、事務が整いましたら改めて報告いたします。

教育長： よろしいでしょうか。他にありますか。

学校教育課長： 新型コロナウイルス感染症に係る令和5年4月1日からの学校園の対応について報告をさせていただきます。

（資料により幼小中学校の対応について説明）

なお、5月8日より、新型コロナウイルス感染症が第2類より第5類に変更になりましたら、対応が変わる旨連絡が県教育委員会より届いております。変更点については、わかり次第ご報告させていただきます。

教育長： これは、相生市独自の対応ではなく、文部科学省が示す対応となります。

教育長： よろしいでしょうか。その他にありますか。

管理課長： 配付資料の確認になります。

教育長： 他には何かありますか。

教育長： この際ですので、教育委員さんから何かございますか。

教育長： 特にないようですので、令和5年第4回教育委員会定例会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。

16:00 終了